

大曲仙北教育研究会（仙教研）規約

第 1 条（名 称）

本会は、大曲仙北教育研究会（仙教研）と称し、秋田県教育研究会大曲仙北支会を兼ねるものとする。

第 2 条（組 織）

本会は、大仙市・仙北市・美郷町の教職員をもって組織し、会員はいずれかの研究団体に所属するものとする。事務局を会長の学校に置く。

第 3 条（目 的）

本会は、会員の資質向上を図り、各研究団体の自主的な計画とその研究推進を助長し、研究行事の連絡調整にあたり、諸経費の負担について助成すること等を目的とする。

第 4 条（事 業）

本会の事業は次のとおりとする。

1. 教育課程の展開を充実させる方策。
2. 児童生徒の学力，体力，道徳性向上のための施策。
3. 現職教育を強力に推進する施策。
4. その他必要と認める事項。

第 5 条（教科研究団体への登録）

「教科研究団体」を次のとおりとし、会員は希望する一団体を自由に選択して登録するものとする。

- | | | | |
|---------------|----------|-------------------|---------|
| (1) 国 語 | (2) 社 会 | (3) 算数数学 | (4) 理 科 |
| (5) 外国語・外国語活動 | (6) 音 楽 | (7) 造 形 | |
| (8) 体 育 | (9) 家庭技家 | (10) 生活・総合的な学習の時間 | |

第 6 条（教科外研究団体への登録）

「教科外研究団体」を次のとおりとし、会員は希望する一団体を自由に選択して登録するものとする。

- | | | | |
|-----------|-----------|------------|------------|
| (1) 道 徳 | (2) 特別活動 | (3) 保健安全 | (4) 視 聴 覚 |
| (5) 学校図書館 | (6) 学校給食 | (7) 特別支援教育 | (8) 生徒指導 |
| (9) 進路指導 | (10) 情報統計 | (11) 書 写 | (12) 吹 奏 楽 |

第 7 条（特別研究団体への登録）

「特別研究団体」を次のとおりとする。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 学校事務 | (2) 養護教諭 |
|----------|----------|

第 8 条 (特別会員について)

「特別会員」を次の通りとする。

- (1) 校 長 会
- (2) 教 頭 会
- (3) 中学校体育連盟
- (4) 学校保健会
- (5) 保健主事部会

第 9 条 (役職員)

本会に次の役員を置く。

会長 1 名 副会長 3 名 監事 3 名 運営委員 (定数は第10条による)
代議員 (定数は第10条による)

また、事務局に次の職員をおくものとする。

事務局長 1 名 幹事若干名 事務員 1 名

第 10 条 (役職員の選出)

役職員の選出は次の要領による。任期はいずれも 1 か年とし、再任を妨げない。

正副会長ならびに監事は、所属各団体長の共同推薦により選任する。

運営委員は、各団体の「長」および「幹事長」をもってあてる。

代議員は、各学校からの代表者 (1 名) とする。

事務局長・幹事・事務員は、会長の委嘱とする。

第 11 条 (職 責)

役職員の職責は次のとおりとする。

会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき代理する。

運営委員は、運営委員会を構成し、本会の執行にあたる。

代議員は、代議員総会を構成し、議案の審議にあたる。

事務局長は、会長の指示を受け事務局を主宰し、本会運営の主軸となる。

幹事ならびに事務員は、庶務会計をつかさどる。

第 12 条 (代議員総会)

代議員総会は、会長が召集する。総会においては、次項の審議や議決を行うものとする。

1. 事業の基本計画の審議。
2. 予算決算の審議と承認。
3. 会費定額の審議と決定。
4. 第 17 条「会計細則」の承認。
5. 出席者の過半数賛成による規約の改廃。
6. 研究団体の承認。

第 13 条 (運営委員会)

運営委員会は、会長が召集する。委員会においては、次の運営事項を協議する。

1. 代議員総会に付議すべき事項の審議。
2. 予算編成、研究会の持ち方、会場等運営全般にわたる調整をする。
3. その他運営上必要な事項。

第14条（運営企画部会）

各研究団体の幹事長をもって「運営企画部会」を組織する。運営企画部会は会長が召集し、第13条における「運営事項」について提案するものとする。

第15条（報告事項）

次の各項は、大会において報告することとする。ただし、大会日程の状況に応じて「紙上報告」とすることを妨げないものとする。

1. 庶務報告
2. 前年度決算書・本年度予算書
3. 正副会長並びに監事及び事務局員

第16条（経費）

本会の経費は、会員の会費、大仙市・仙北市・美郷町よりの助成金、および寄付金その他をもって当てる。ただし、「中体連」は、大仙市・仙北市・美郷町よりの助成金等によって運営するものとする。なお、校長・教頭会員は、会費の外に「別額」を納入するものとする。

第17条（会計細則）

前条にもとづく会計の細則を別に定め、代議員総会の承認を得るものとする。

第18条（会計）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

1. この規約は、平成11年4月1日より施行（平成11年2月24日決定）する。
2. 平成10年2月20日決定の規約は、平成11年3月31日廃止する。
3. この規約改正（第1条）は、平成15年4月1日より適用（平成15年2月28日決定）する。
4. この規約改正（第6条7項）は、平成16年4月1日より適用（平成16年2月26日決定）する。
5. この規約改正（第8条）は、平成16年4月1日より適用（平成16年2月26日決定）する。
6. この規約改正（第2条）は、平成18年4月1日より適用（平成18年2月28日決定）する。
7. この規約改正（第16条）は、平成18年4月1日より適用（平成18年2月28日決定）する。
8. この規約改正（第5条・第8条）は、平成24年4月1日より適用（平成24年2月27日決定）する。